

C E S Rの助言案に対する金融庁の回答のポイント

総論

- 欧州市場が開放的な性格を維持することは、欧州と他の地域の双方にとって利益となる。この観点から、助言案における結論を支持。

論点 1. ホーリスティック・アプローチ（注1）を前提として、C E S Rが考慮すべき他の要素はあるか。そうであれば、そのような要素の詳細を提供頂きたい。

- ホーリスティック・アプローチは、世界経済のダイナミクスや、昨今の世界的な基準の開発プロセスと整合的。我々は、昨年5月のコメントレターで、別表1(Apendix1)に示された、貴方が以前に示したアプローチであるスナップショット・アプローチ（注2）に対して、懸念を表明。
- 我が国は既にE U版 I F R Sに基づく財務報告を数値調整無く受け入れている事実についても、協議文書に記載されるべき。

（注1） ホーリスティック・アプローチとは、仮に基準間に相違が残ったとしても、それら差異の解消を目的とした基準設定主体間における、合理的な中長期のコンバージェンス・プログラムが存在し、かつ、そのプログラムが確実に実行されていると評価できるのであれば、全体として、「同等」と評価できるとしてC E S Rが提案しているアプローチ。

（注2） スナップショット・アプローチとは、ある特定時点における基準間の差異に着目して同等性を判断する、C E S Rがこれまで採用してきたアプローチ。

論点 2. C E S Rが3 1項で概説したアプローチを採用する場合、日本基準の場合におけるC E S Rのアプローチに賛成するか。そうでない場合、反対する理由の詳細を提供頂きたい。

- A S B Jは、2 0 0 5年5月より、I A S Bとのコンバージェンスプロジェクトを開始。2 0 0 6年1 0月公表の計画的なコンバージェンスプログラムはより一層順調に進んでいる。また2 0 0 7年8月のI A S Bとの東京合意において、双方の基準設定プロセスをより統合させることを決定した。

- 日本基準と I F R S に残存する差異は、「 I A S B と、関連する基準設定主体の間の長期の作業計画において検討されるものであり、積極的に遂行されている作業計画の証拠がある。」ところ。日本基準は、米国基準同様、さらなるコンバージェンス進展の証拠なくして、 I F R S と同等と認められるべき。
- なお、我々が財務報告を受け入れる際、会計基準、監査、執行・監督が、全体として、投資家保護の適切な水準となっているかの評価を行う、協議文書 7 3 項のフィルター・アプローチ（注 3）類似のアプローチを取っている。

（注 3）CESR は、助言案の第 73 項において、

- ・ 第三国の会計基準に対する同等との評価の前提として、国レベルでの「フィルター」と、企業レベルでの監査と執行が投資家の信頼に足る水準にあることが必要。
- ・ 同等との評価を達成する上では、EU 資本市場に上場する第三国の発行者において、当該第三国の会計基準が適切に適用され、かつ、市場の信頼を確保するための必要な「フィルター」が整備されていることが必要。

との考え方を示している。